

令和8年度定期予防接種（施行計画）

鹿児島県保健福祉部感染症対策課(施行日:令和8年4月1日)

類型	対象疾病	対象年齢等 (施行令)	標準的な接種期間 (実施要領)	接種ワクチン 及び接種量	回数	間隔 (実施規則)	標準間隔 (実施要領)	方法	備考	
A 類 疾 病	ジフテリア 百日せき 破傷風 急性灰白 髄炎 (ポリオ) Hib感染症	1期 初回	生後2月から生後90 月に至るまでの間に ある者	生後2月に達した時 ～生後7月に達する までの期間	沈降精製百日せきジフテ リア破傷風不活化ポリオ ヘモフィルスb型混合ワク チン(DPT—IPV—Hib)	3回	20日以上	20日～56日	筋肉 又は 皮下 注射	○生後2月以降にできるだけ早期に接種を開始する。 ○皮下接種の場合は上腕伸側(外側)、筋肉内注射の場合は三角筋部又は 大腿四頭筋部(ただし、乳児にあつては三角筋部ではなく大腿四頭筋部)にそ れぞれ行う。 ○第1期の予防接種の初回接種においては、DPT—IPV—Hib、DPT又はDT のうちから、使用するワクチンを選択することが可能な場合であっても、原則と して、同一種類のワクチンを必要回数接種すること。 〈Hib感染症〉 Hib感染症の定期接種として、乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを使用する場合は初回接 種の開始時の月齢ごとに接種回数を減じることとされているが、5種混合ワクチンを使 用する場合はこの接種回数を減じる取扱いは不要であることに留意する。
		1期 追加	生後2月から生後90 月に至るまでの間に ある者	生後6月に達した時 ～生後18月に達する までの期間	毎回 0.5ml	1回	初回接種終 了後6月以 上	初回接種終 了後6月～ 18月		
	ジフテリア 百日せき 破傷風 急性灰白 髄炎 (ポリオ)	1期 初回	生後2月から生後90 月に至るまでの間に ある者	生後2月に達した時 ～生後12月に達する までの期間	沈降精製百日せきジフテ リア破傷風混合ワクチン (DPT)、 沈降ジフテリア破傷風混合ト キソイド(DT) (DTトキソイ ドを使用する場合は1期 初回は2回接種)、不活化 ポリオワクチン(IPV)	3回	20日以上	20日～56日	皮下 注射	○生後2月以降にできるだけ早期に接種を開始する。 ○皮下深く接種することで局所反応を軽減する。 〈不活化ポリオワクチン〉 ○対象者の確認について ・原則として、平成24年9月1日より前の接種歴に応じた接種回数とすることから、予防 接種台帳による確認や保護者からの聞き取り等を十分行い、接種歴の把握に努めるこ と。 ○対象者の特例について ・平成24年9月1日より前に経口生ポリオワクチンを1回接種した者については、平成24 年9月1日以降は、不活化ポリオの初回接種を1回受けたものとみなす。 ・平成24年9月1日より前に経口生ポリオワクチンを2回接種した者は、定期接種として 受けることはできない。
1期 追加	生後2月から生後90 月に至るまでの間に ある者	初回接種終了後12 月～18月	毎回 0.5ml	1回	初回接種終 了後6月以 上	初回接種終 了後12月～ 18月				
	ジフテリア 破傷風	11歳以上13歳未満の 者	11歳に達した時～12 歳に達するまでの期 間	沈降ジフテリア破傷風混合 トキソイド(DT)	1回	—	—		〈接種間隔緩和に伴う経過措置について〉 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種について、平成26 年4月1日より前に、「間隔を超えたための任意接種」を実施したことについ ても、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の定期接種を 受けたものとしてみなすことができる。ただし、過去の任意接種を定期接種と して取り扱うわけではなく、新規則施行後に予防接種を実施する場合の考え方 についての規定である。	

令和8年度定期予防接種（施行計画）

鹿児島県保健福祉部感染症対策課(施行日:令和8年4月1日)

類型	対象疾病	対象年齢等 (施行令)	標準的な接種期間 (実施要領)	接種ワクチン 及び接種量	回数	間隔 (実施規則)	標準間隔 (実施要領)	方法	備考	
A 類	Hib 感染症	生後2月から生後60 月に至るまでの間に ある者	—	乾燥ヘモフィルスb型 ワクチン 0.5ml	初回3回 (生後12月ま でに完了)	初回:27(医 師が認める場 合は20)日 以上	27(医師が認 める場合は 20)日~56日	皮下 注射	○初回接種開始時に生後2月から生後7月 に至るまでの間にある者 ○上記対象者に対する方法を標準的な接種 方法とすること。 ○ただし、初回接種のうち2回目及び3回 目の接種は、生後12月以降に行うこととし、 それを超えた場合は行わないこと。この場 合、追加接種は実施可能であるが、初回接 種に係る最後の注射終了後、27日(医師が 必要と認めた場合には20日)以上の間隔を おいて1回行うこと。	
					追加1回	追加:初回接 種終了後7月 以上	初回接種終了 後7月~13月			
					初回2回 (生後12月ま でに完了)	初回:27(医 師が認める場 合は20)日 以上	27(医師が認 める場合は 20)日~56日			○初回接種開始時に生後7月 に至った日の翌日から生後12月 に至るまでの間にある者 ○ただし、初回2回目の接種は、 生後12月以降に行うこととし、 それを超えた場合は行わないこと。 この場合、追加接種は実施可能 であるが、初回接種に係る最後 の注射終了後、27日(医師が 必要と認めた場合には20日) 以上の間隔をおいて1回行う こと。
					追加1回	追加:初回接 種終了後7月 以上	初回接種終了 後7月~13月			
					1回	—	—		○初回接種開始時に生後12月 に至った日の翌日から生後60 月に至るまでの間にある者	
					△				△	<接種間隔緩和に伴う経過措置について> Hib感染症の予防接種について、平成26年4月1日より前に、「間隔を超えた ための任意接種」を実施したことについても、医師の判断と保護者の同意に基 づき、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなすことができ る。ただし、過去の任意接種を定期接種として取り扱うわけではなく、新規則 施行後に予防接種を実施する場合の考え方についての規定である。
疾 病	麻しん 及び 風しん	1期	生後12月から生後24 月に至るまでの間に ある者	—	1回			皮下 注射	○1期の予防接種は、できるだけ早期に接種する。 ○麻しん及び風しんを同時に行う場合は、MR混合ワクチンを使用する。 ○一度溶解したワクチンは、ウイルス力価減少を避けるために直ちに使用する。	
		2期	5歳以上7歳未満の者で あって、小学校就学の 始期に達する日の1年 前の日から当該始期に 達する日の前日までの 間にあるもの(小学校就 学前の1年間にある者)	—	乾燥弱毒生麻しん風しん 混合ワクチン(MR) 乾燥弱毒生麻しんワクチン 乾燥弱毒生風しんワクチン 毎回 0.5ml	1回	—			—
		5期	昭和37年4月2日から昭 和54年4月1日の間に生 まれた男性であって、令 和6年度末までに抗体 検査を実施した結果、風 しん抗体が不十分な方 であってMRワクチンの 偏在等が生じたことを理 由にワクチンの接種がで きなかったと市町村長が 認める者 (注)令和7年度以降、 抗体検査を実施した方 は対象外	—	乾燥弱毒生麻しん風しん 混合ワクチン(MR) 乾燥弱毒生風しんワクチン 毎回 0.5ml	1回	—			—

令和8年度定期予防接種（施行計画）

鹿児島県保健福祉部感染症対策課(施行日:令和8年4月1日)

類型	対象疾病	対象年齢等 (施行令)	標準的な接種期間 (実施要領)	接種ワクチン 及び接種量	回数	間隔 (実施規則)	標準間隔 (実施要領)	方法	備考	
A	日本脳炎	1期 初回	生後6月から生後90月 に至るまでの間に ある者	3歳に達した時～4歳 に達するまでの期間	乾燥細胞培養 日本脳炎ワクチン	2回	6日以上	6日～28日	皮下 注射	○平成17年度から平成21年度にかけての接種の積極的勧奨の差し控えにより、日本脳炎の予防接種を受ける機会を逸した者に対する日本脳炎の定期的予防接種の対象者は「20歳未満の者」とする。 ○13歳以上の女性への接種に当たっては、妊娠中若しくは妊娠している可能性がある場合には原則接種しないこととし、予防接種の有益性が危険性を上回ると判断した場合のみ接種できる。
		1期 追加	生後6月から生後90月 に至るまでの間に ある者	4歳に達した時～5歳に 達するまでの期間	0.25ml(3歳未満)	1回	初回接種終了後6月以上	初回接種終了後おおむね1年		
		2期	9歳以上13歳未満の 者	9歳に達した時～10歳 に達するまでの期間	乾燥細胞培養 日本脳炎ワクチン 0.5ml	1回	—	—		
	結核	1歳に至るまでの間に ある者	生後5月に達した時～ 生後8月に達するまでの 期間	BCGワクチン 所定のスポイトで滴下	1回	—	—	経皮 接種	○接種部位は上腕外側のほぼ中央部とし、肩峰に近い部分はケロイド発生率が高いので避けなければならない。 ○管針法は、接種部位の皮膚を緊張させ、懸濁液を塗った後、九本針植付けの管針を接種皮膚面に対してほぼ垂直に保ち、これを強く圧して行う。 ○接種数は、二箇所とし管針の円跡は相互に接する。	
類 疾 病	小児の肺炎球菌 感染症	生後2月から生後60 月に至るまでの間に ある者	<初回接種> 初回接種開始時に 生後2月～7月に 至るまでの間 <追加接種> 初回接種開始時に 生後2～7月に至 るまでの間にある 者は生後12月～15 月	沈降20価肺炎球菌結合 型ワクチン 又は 沈降15価肺炎球菌結合 型ワクチン 0.5ml	初回3回 (生後24月ま でに完了)	初回:27日 以上	—	沈降 20、 15価 筋肉 又は 皮下 注射	○初回接種開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にある者 ○上記対象者に対する方法を標準的な接種方法とする。 ○ただし、初回2回目及び3回目の接種は、生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと（追加接種は実施可能）。また、初回2回目の接種は生後12月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は、初回3回目の接種は行わないこと（追加接種は実施可能）。 ○初回接種開始時に生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでの間にある者 ○ただし、初回2回目の接種は、生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと（追加接種は実施可能）。 ○初回接種開始時に生後12月に至った日の翌日から生後24月に至るまでの間にある者 ○初回接種開始時に生後24月に至った日の翌日から生後60月に至るまでの間にある者 原則として沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンを使用することとするが、当面の間、沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンも使用できる。 小児の肺炎球菌の感染症の予防接種に当たっては、同一の者には、過去に接種歴のあるワクチンと同一の種類のワクチンを使用することを原則とするが、ある回数投与した後に転居した際、転居後の定期接種を実施する市町村において、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンの接種しか実施していない等の理由により、原則によることができないやむを得ない事情があると当該市町村長が認める場合には、沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンで接種を開始した者について、残りの接種を沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンを用いて行って差し支えないこととする。(定期接種実施要領参照P20-21)	
					追加1回	追加:初回終了後60日以上の間隔かつ生後12月以降	—			
					初回2回 (生後24月ま でに完了)	初回:27日 以上	—			
					追加1回	追加:初回終了後60日以上の間隔かつ生後12月以降	—			
					2回	60日以上	—			
					1回	—	—			

令和8年度定期予防接種（施行計画）

鹿児島県保健福祉部感染症対策課(施行日:令和8年4月1日)

類型	対象疾病	対象年齢等 (施行令)	標準的な接種期間 (実施要領)	接種ワクチン 及び接種量	回数	間隔 (実施規則)	標準間隔 (実施要領)	方法	備考
A 類 疾 病	B型肝炎	平成28年4月1日以後に生まれた、生後1歳に至るまでの間にある者	生後2月に至った時から生後9月に至るまでの期間	組換え沈降B型肝炎ワクチン 0.25ml	3回	2回目:1回目の接種から27日以上 3回目:1回目の接種から139日以上	—	皮下注射	<p><対象者から除外される者> HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者については、定期接種の対象者から除く。 <平成28年10月1日より前の接種の取扱い> 平成28年10月1日より前の注射であって、定期の予防接種のB型肝炎の注射に相当するものについては、当該注射を定期の予防接種のB型肝炎の注射と、当該注射を受けた者については、定期の予防接種のB型肝炎の注射を受けた者とみなして、以降の接種を行うこと。</p>
	ロタウイルス	令和2年8月1日以後に生まれた、生後6週0日後から24週0日後までの間にある者	<初回接種> 生後2月に至った日から出生14週6日後までの間	経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン(ロタリックス®) 1.5ml	2回	27日以上	—	経口投与	<p>○出生15週0日後以降の初回接種については安全性が確立されておらず、出生14週6日後までに初回接種を完了させることが望ましい。出生15週0日後以降に初回接種を行う場合は、上記について十分に説明を行い、同意が得られた場合に接種する。 ○原則として同一ワクチンを接種する。ただし1回又は2回投与した後に転居した際、転居後の定期接種を実施する市町村において、いずれか一方の接種しか実施していない等の理由により、原則によることができないやむを得ない事情があると当該市町村長が認める場合にはこの限りではない。 ○接種後吐き出した場合でも追加接種はしない。 <対象者から除外される者> ・腸重積症の既往歴のあることが明らかな者。 ・先天性消化管障害を有する者（その治療が完了した者を除く）。 ・重症複合免疫不全症の所見が認められる者。 <令和2年10月1日より前の接種の取扱い> 令和2年10月1日より前の経口投与であって、定期接種の経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン又は5価経口弱毒生ロタウイルスワクチンの経口投与に相当するものについては、当該経口投与をロタウイルス感染症の定期接種と、また当該経口投与を受けた者については、定期接種のロタウイルス感染症の経口投与を受けた者とみなして、以降の経口投与を行う。</p>
	令和2年8月1日以後に生まれた、生後6週0日後から32週0日後までの間にある者	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン(ロタテック®) 2.0ml		3回	27日以上	—	経口投与		

令和8年度定期予防接種（施行計画）

鹿児島県保健福祉部感染症対策課(施行日:令和8年4月1日)

類型	対象疾病	対象年齢等 (施行令)	標準的な接種期間 (実施要領)	接種ワクチン 及び接種量	回数	間隔 (実施規則)	標準間隔 (実施要領)	方法	備考
B 類 疾 病	インフルエンザ	①65歳以上の者 ②60歳以上65歳未満 の者であって、心臓、 腎臓又は呼吸器の機 能に自己の身の日常 生活活動が極度に制 限される程度の障害 を有する者及びヒト 免疫不全ウイルスに より免疫の機能に日 常生活がほとんど不 可能な程度の障害を 有する者	—	標準量インフルエンザ HAワクチン 0.5ml	1回	—	—	皮下 注射	○B類疾病の予防接種を受ける努力義務は無く、かつ、自らの意志で接種を希望する者のみに接種を行うものであることをあらかじめ明示すること。 ○令和8年度から75歳以上の者はいずれかを選んで接種が可能
		—	高用量インフルエンザ HAワクチン 0.7ml	筋肉 注射					
	高齢者の肺炎球 菌感染症	①65歳の者 ②60歳以上65歳未 満の者であって、心臓、 腎臓又は呼吸器の機 能に自己の身の日常 生活活動が極度に制 限される程度の障害 を有する者及びヒト 免疫不全ウイルスに より免疫の機能に日 常生活がほとんど不 可能な程度の障害を 有する者	—	沈降20価肺炎球菌結合 型ワクチン 0.5ml	1回	—	—	筋肉 注射	
	新型コロナウイルス 感染症	①65歳以上の者 ②60歳以上65歳未 満の者であって、心 臓、腎臓又は呼吸器 の機能に自己の身の 日常生活活動が極度 に制限される程度 の障害を有する者及 びヒト免疫不全ウイ ルスにより免疫の機 能に日常生活がほと んど不可能な程度 の障害を有する者	—	別途厚生労働省より通知	(毎年度10 月1日から 翌年3月31 日までの間 で各市町 村が設定 する期間 に) 1回	—	—	筋肉 注射	○B類疾病の予防接種を受ける努力義務は無く、かつ、自らの意志で接種を希望する者のみに接種を行うものであることをあらかじめ明示すること。 ○定期接種に用いるワクチンの種類は当面、毎年見直すこととされており、年度ごとに変更されることがあるため注意されたい。 ※現時点で承認されているワクチンはすべて筋肉内に接種

令和8年度定期予防接種（施行計画）

鹿児島県保健福祉部感染症対策課(施行日:令和8年4月1日)

類型	対象疾病	対象年齢等 (施行令)	標準的な接種期間 (実施要領)	接種ワクチン 及び接種量	回数	間隔 (実施規則)	標準間隔 (実施要領)	方法	備考
B 類 疾 病	带状疱疹	①65歳の者 ②60歳以上65歳未満 の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活のほとんどが不可能な程度の障害を有する者	—	乾燥弱毒生水痘ワクチン 0.5ml	1回	—	—	皮下注射	<p>○B類疾病の予防接種を受ける努力義務は無く、かつ、自らの意志で接種を希望する者のみに接種を行うものであることをあらかじめ明示すること。</p> <p>○疾病又は治療により免疫不全である者、免疫機能が低下した者又は免疫機能が低下する可能性がある者等で、医師が早期の接種が必要と判断した者に対し、乾燥組換え带状疱疹ワクチンを使用する場合は、1月以上の間隔において2回筋肉内に注射しても差し支えない。</p> <p><対象者から除外される者></p> <p>○これまでに、乾燥弱毒生水痘ワクチンを1回接種したことのある者であって、带状疱疹の予防接種を行う必要がないと認められるもの</p> <p>○これまでに、乾燥組換え带状疱疹ワクチンを2回接種したことのある者であって、带状疱疹の予防接種を行う必要がないと認められるもの</p> <p><対象者の経過措置について></p> <p>○令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間、65歳の対象者については、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者とする。 (100歳以上の者は令和7年度に限り対象者としていた。)</p>
			—	乾燥組換え 带状疱疹ワクチン 0.5ml	2回	2月以上	2月の間隔を おいて2回 当該方法を とることが できない場 合でも1回 目の接種 から6月 までに2回 目の接種 することが 望ましい	筋肉注射	

(注)本計画は、予防接種法第5条、同施行規則第1条の2に基づくものである。